

今後の行政の対応について（提案）

現在も活動が確認でき、契約者からの委託を受けて臍帯血を保管している事業者は3社あり、このうち、厚生労働省に対し事業の届出があったのは2社（株式会社アイル、株式会社ステムセル研究所）である。

当該2社については、事業者への聞き取り及び実地調査を行った結果、

- ① 臍帯血の品質管理・安全性に関する情報を提供できるようにすること（トレーサビリティ）を確保するための措置を講じていること
- ② 厚生労働省が示した望ましい契約書のひな形を踏まえ、契約者の意に沿わない臍帯血の提供をなくす観点から、これまでの契約書を見直し、契約終了時あるいは廃業時の臍帯血の取扱い等について明確化が図られたこと
- ③ パンフレットの改訂を行う等により、契約者に正確でわかりやすい情報の提供に取り組んでいること

が確認できた。

厚生労働省においては、上記の実地調査の結果についてもホームページで情報提供するとともに、今後も、事業者からの届出を基に、保管臍帯血の管理状況や活用実績、契約終了後の廃棄状況等について、ホームページ等により契約者や関係者に対する情報提供を継続的に実施すること。

このほか、現時点では未届である1社（株式会社ときわメディックス）から届出があった場合には、厚生労働省においては、当該業者の協力を得て実地調査を実施し、業務実態の把握に努めるとともに、当該調査の結果や届出内容について、ホームページ等により契約者や関係者に対して情報提供を行うこと。

また、臍帯血プライベートバンクへの臍帯血保管委託を検討している者に対し、届出のあった2社（株式会社アイル、株式会社ステムセル研究所）以外の臍帯血プライベートバンクとの契約を検討する場合は、これらの事業者からは届出が出ていないことを踏まえ、当該事業者の業務内容、契約内容、契約終了時の臍帯血の取扱い等を十分に確認するよう、注意喚起を行うこと。

厚生労働省においては、今後とも、契約者に正確で分かりやすい情報が行き届くよう、関係省庁、産科医療機関等と連携し、公的臍帯血バンクに関する情報も含めた適切な情報提供に努めること。